

# 損 害 概 算 算 定 書

	自賠償基準 (参考)	任意保険基準 (現状)	裁判基準 (目標)
治 療 費	5,155,664 円	5,155,664 円	5,155,664 円
看 護 料	0 円	0 円	0 円
入 院 雑 費	※1      41,800 円	※1      41,800 円	※1      57,000 円
通 院 交 通 費	4,050 円	4,050 円	4,050 円
休 業 損 害	※2      370,500 円	※2      370,500 円	※3      1,412,964 円
傷 害 慰 謝 料	546,000 円	※4      677,700 円	※5      1,766,660 円
そ の 他	1,006,635 円	1,006,635 円	1,006,635 円
<b>傷害分計(①)</b>	<b>※6      1,200,000 円</b>	<b>7,256,349 円</b>	<b>9,402,973 円</b>
後遺症逸失利益	※7      4,610,000 円	※7      3,315,737 円	※8      7,348,907 円
後遺症慰謝料		※7      1,870,000 円	※9      6,700,000 円
<b>後遺症分計(②)</b>	<b>※7      4,610,000 円</b>	<b>5,185,737 円</b>	<b>14,048,907 円</b>
<b>損害額合計(③)</b>	<b>5,810,000 円</b>	<b>12,442,086 円</b>	<b>23,451,880 円</b>
過 失 分 ( ④ ) ( 0 % )	0 円	0 円	0 円
既 払 額 ( ⑤ )	※6      1,200,000 円	5,379,549 円	5,379,549 円
<b>差 引 合 計 ( ③ - ④ - ⑤ )</b>	<b>4,610,000 円</b>	<b>7,062,537 円</b>	<b>18,072,331 円</b>

※1 入院雑費は、自賠償基準、任意保険基準については1日1,100円、裁判基準については、青い本の間中値をとり、1日1,500円×38日間で算出しました。

※2 自賠償基準の休業損害については、日額5,700円×(入院日数+実通院回数)にて計算しています。任意保険基準の欄には現状の提示内容を入れました。日数の考え方はアドバイスメール参照のこと。

※3 被害者は主婦であり、事故から38日間の入院を余儀なくされ、4ヶ月間は家事をすることができず、その後も医師の指示の元3ヶ月間は休業するように指示があったため、事故から症状固定日までの178日間の全てについて休業損害を計上しています。平成19年度賃金センサス女子年齢別平均賃金(60歳～64歳)2,897,400円をベースに、日額7,938円×178日間で算出しました。考え方はアドバイスメール参照のこと。

※4 現在の保険会社からの提示金額です。一般的な任意保険基準との比較については、アドバイスメールにて確認して下さい。

※5 裁判基準の慰謝料額算出にあたっては、受傷の内容・程度及び通院期間・内容等を総合した上で、青本上限をベースに算出しました。考え方はアドバイスメール参照のこと。

※6 自賠償保険の傷害分の支払上限額は120万円です。自賠償基準で積算した傷害分の損害合計は、7,124,649円となりますが、支払われる額は120万円までです。

※7 自賠償保険からの10級に対応した支払上限額は461万円となります。任意保険基準の欄には、現状の提示額である逸失利益3,315,737円、後遺障害慰謝料1,870,000円の合計5,185,737円としました。考え方はアドバイスメール参照のこと。

※8 裁判基準での逸失利益算出にあたっては、平成19年簡易生命表より、62歳女性の平均余命26.12年の1/2の13年間を就労可能年数として、平成19年度賃金センサス女子年齢別平均賃金(60歳～64歳)に基づいて算定しました。2,897,400円×労働喪失率27%×喪失期間13年分ライブ9.394で計算しています。考え方はアドバイスメール参照のこと。

※9 裁判基準の後遺症慰謝料額算出にあたっては、青本上限5,700,000円を採用しました。また、将来の治療費として人口股関節の耐応年数を10年とし、平均余命26年で2回の手術が必要になりますので、50万円×2回=100万円を加算しました。考え方はアドバイスメール参照のこと。

## 【計算条件】

○事故発生日      平成      年      月      日

○総治療日数      178 日間

○入院日数      38 日間

○実通院日数      27 日間

●後遺障害等級      第 10 級 11 号 「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」  
( 症状固定 平成 年 月 日 )